

# 審 査 基 準

A-e-13

令和元年10月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第104条の4第3項
処 分 の 概 要： 申出による免許の付与
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第107条第2項（免許証の返納等） 道路交通法施行令第39条の2の2（申請による取消しの際に受 けることができる免許の種類）、第39条の2の3（申請による取消 しの基準） 道路交通法施行規則第30条の9（取消しの申請等）
審 査 基 準： 「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間： 1日
申 請 先： 運転免許試験場、東三河運転免許センター、瀬戸、春日井、 小牧、西枇杷島、江南、犬山、一宮、稲沢、津島、蟹江、半田、 東海、知多、常滑、刈谷、碧南、安城、西尾、岡崎、豊田、足 助、設楽又は田原警察署の免許窓口
問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察本部運転免許課運転者管理室（拒否・保留） 電話（052）951-1611 内線781-246
備 考：